

# 野生動物の被害にあわないために

緑が多く、自然が豊かな西区。  
一方で、野生動物の出没が多く、被害も発生しています。  
無用な接触を避け、被害にあわないようにしましょう。

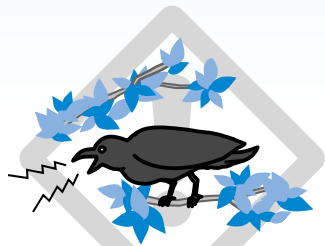
## カラス

カラスには主に、くちばしが細めのハシボンガラスと、太めのハシブトガラスがいます。カラスは野鳥であるため鳥獣保護法の適用を受けており、原則として捕獲(卵の採取を含む)が禁止されています。4月上旬から7月下旬にかけては、カラスの子育て期間に当たります。この時期のカラスは卵やひなを守ろうとし、非常に攻撃的になっているため注意が必要です。



### 威嚇の仕方、攻撃方法

カラスは巣に近づく人間を見張っており、近づく者があれば威嚇してきます。威嚇の方法は、以下の段階を追ってエスカレートします。



①存在を誇示するため大きな声で鳴く。



②鳴きながら旋回して威嚇する。



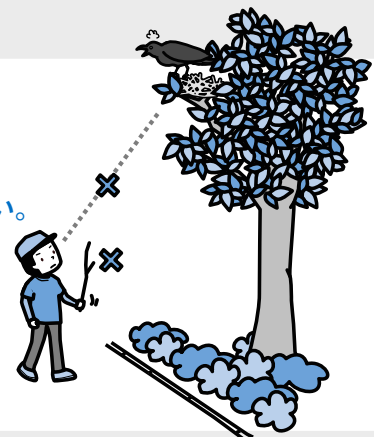
③木などにくちばしを当て音を立てたり、枝や葉を落とす。

これらの段階で立ち去れば、ほとんど問題は起こりませんが、人間が「立ち去らない」または「さらに巣に近づく」ような行動をとると、最終的には人間を攻撃してきます。攻撃の方法としては、背後から接近し、低空で頭をかすめて飛んだり、後頭部に脚を当てていったりします。

### 被害を避けるには?

子育て時期のカラスを刺激するような行動は避け、以下のことを心掛けてください。

- ① 巣やひなを見上げたり、カラスを追い払おうとしない。
- ② カラスが騒いでいたら、その場を避け、迂回する。
- ③ 迂回できない場合は、傘を差したり、帽子をかぶり被害を防ぐ。



卵・ひなが原因で人間を威嚇している場合は、許可を取って巣を撤去することができます。なお、巣を撤去するのは、巣がある施設(土地)の管理者(所有者)です。個人・会社などの敷地内にある巣は、土地の所有者の方に対応していただきます。市では対応いたしません。詳しくは以下にお問い合わせください。

問い合わせ先

【公園・街路樹にできた巣】西区土木部維持管理課 ☎667-3201

【巣の撤去に伴うひな、卵の捕獲許可に関する事】環境局みどりの推進課 ☎211-2522

【電柱にできた巣】北電柱/北海道電力 ☎251-1111、NTT柱/NTT東日本 - 北海道 ☎0120-270-794

